平成２５年（フ）第１９７４号
札幌市豊平区月寒東１条７丁目２番19―401号
債務者　加藤　洋明
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９７５号
札幌市豊平区月寒東１条７丁目２番19―401号
債務者　加藤さつき（旧姓藤石）
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０１６号
札幌市中央区南１条西９丁目12番地　プライムアーバン大通公園Ⅰ―305号
債務者　渡辺　宏和
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０２０号
北海道北広島市中央２丁目７番地３　広島団地227号
債務者　八巻　貞秋
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０３７号
札幌市豊平区福住１条３丁目11番１―706号
債務者　松村　理史
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０５５号
札幌市豊平区中の島１条７丁目10番１号　カサデューク中の島78―102号
債務者　山形　道明
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０６２号
札幌市南区澄川２条２丁目４番12号　ローヤルハイツ澄川302号
債務者　中川　幸枝
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０９１号
札幌市厚別区厚別東２条５丁目14番８―202号
債務者　川越　康久
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１１３号
札幌市北区新川３条14丁目12番43号
債務者　佐藤　真樹
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１３４号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番21―304号
債務者　澤渡　順夫
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１４０号
札幌市西区発寒７条９丁目２番36―201号
債務者　干場　美香（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１５２号
札幌市南区澄川４条４丁目10番43号
債務者　松田　文雄
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１５５号
札幌市西区発寒15条１丁目８番13号
債務者　冨樫　織絵（旧姓沢目）
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１７１号
札幌市白石区南郷通21丁目南４番５号　渡辺第３マンション102号
債務者　佐藤　良子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１７２号
札幌市北区北26条西５丁目２番22号　ライブグレース301号、住民票上の住所札幌市北区北25条西６丁目３番17号
債務者　福川　利香
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１８１号
札幌市南区中ノ沢１丁目１番１―102号
債務者　野宮　　薫
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１９６号
札幌市豊平区月寒東１条７丁目２番29号　クラウンハイツ21号
債務者　鶴岡　幸子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部